

自動車特定整備事業 認証取得説明用資料

「分解整備」のみの認証取得編



国土交通省

近畿運輸局

もくじ

はじめに.....	3
〈1〉 自動車特定整備事業の認証について【道路運送車両法第78条】.....	5
(1) 特定整備の定義【道路運送車両法施行規則第3条】.....	5
(2) 自動車特定整備事業の経営.....	7
(3) 自動車特定整備事業の種類【道路運送車両法第77条】.....	7
(4) 対象とする自動車、整備及び装置の種類毎の事業場の面積.....	8
(5) 対象とする装置の選択.....	10
(6) 業務範囲の選択.....	10
〈2〉 申請について【道路運送車両法第79条・第80条】.....	11
〈3〉 申請書面について.....	12
(1) 認証申請書(第1号様式).....	12
(a) 工員の構成(第1号様式「2 工員の構成」).....	12
(b) 道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことの宣誓書.....	12
(c) 出身業態の別.....	13
(d) 事業場面積.....	13
(e) 作業機械等.....	16
(f) 事業場平面図.....	16
(2) 整備主任者選任届(第4号様式).....	16
(3) 自動車整備士技能検定合格証書等の写し.....	16
(4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面.....	17
(5) 申請者が個人の場合、住民票等申請者を特定できる書面.....	17
(6) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本.....	17
(7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面.....	17
(8) その他必要な書類.....	18
〈4〉 申請書等の記入例.....	19
(1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式).....	19
(2) 整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式).....	25
(3) 住居表示確認書.....	26
(4) チェックシート.....	27
〈5〉 掲示するもの.....	28
(1) 認証書.....	28
(2) 自動車特定整備事業者の標識.....	29
〈6〉 自動車特定整備事業者の遵守事項等について.....	30
〈7〉 参考.....	31
(1) 二級自動車整備士になるには.....	31
(2) 自動車特定整備事業に関する手続き一覧表.....	32
(3) 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧.....	33
(4) 各工具について.....	34
(5) 管内運輸支局等の問い合わせ先、各種情報の掲載先.....	41

はじめに

自動車特定整備事業の認証を取得する際には以下の項目が重要となります。

1. 令和元年5月に、道路運送車両法の改正があり、従来の分解整備事業は、新たに創設された電子制御装置整備と合わせた**自動車特定整備事業**に名称を改めています。この新たな制度のもと認証を取得するパターンは大きく、3つあります。

(認証取得パターン)

- ① 分解整備のみ
- ② 電子制御装置整備のみ
- ③ 分解整備 + 電子制御装置整備

※いずれかのパターンに応じて、対象の自動車や装置などを選択してください。

➤ 「分解整備」…

原動機の脱着、足回りの分解整備などを行う場合に必要な認証です。

➤ 「電子制御装置整備」…

自動運行装置の取外し、衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる自動ブレーキ)や自動命令型操舵機能(いわゆるレーンキープ)に用いられる前方監視用のカメラやレーダーが取り付けられた窓ガラスやバンパの取外し作業を行う場合、または、これらの自動車のエーミング作業などを行う場合に必要な認証です。

2. 対象自動車

対象となる自動車は大きく区分して、普通自動車・小型自動車・軽自動車・二輪の小型自動車となっています。対象とする自動車により、作業場の面積などの要件が変わることに留意してください。

3. 装置の種類

対象とする装置により、設備や作業場の面積などの要件が変わることに留意してください。

4. 整備主任者

事業場には、特定整備や特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる整備主任者を、少なくとも1人選任しなければいけません。

5. 特定整備に従事する従業員数(工員)

事業場には、二人以上の特定整備に従事する従業員(工員)を有すること。

※雇用形態等についてご質問がある場合は運輸支局等にお問い合わせください。

6. 一酸化炭素及び炭化水素測定器(排出ガス測定器)について

排出ガス測定器は、自動車の排出ガスに含まれる一酸化炭素(CO)及び炭化水素(HC)を測定する器具で「CO・HC 測定器」、「CO・HC テスター」とも言います。なお、ガソリン、液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場にあっては必要ありません。

7. 自動車特定整備事業の認証の追加

自動車特定整備事業の認証取得後に対象とする自動車の種類、整備又は装置を追加、変更することもできます。事前の申請が必要となりますので、運輸支局等にご相談ください。

8. 各府県・自動車整備振興会(任意加入)

自動車整備振興会への加入は、任意です。加入するメリットとして、認証の申請や変更の届出書類を運輸支局等に提出するにあたりサポートを受けることができたり、車載式故障診断装置(OBD)の使用方法や、ハイブリッド車などの新技術を搭載した車両の整備に関する相談や、各種の研修会の案内、諸法令・基準等の改正通知などを受けることができます。

〈1〉 自動車特定整備事業の認証について [道路運送車両法第 78 条]

- ・自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ・自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

☆ 自動車特定整備事業の認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者、また、業務の範囲の限定に違反した者には、道路運送車両法第 109 条の規定により 50 万円以下の罰金が科せられます。

(1) 特定整備の定義 【道路運送車両法施行規則第 3 条】

自動車の特定整備とは、次の①～⑨のいずれか、または複数の項目に該当するものをいいます。(検査対象外の軽自動車(250cc 以下の二輪自動車等)、小型特殊自動車の整備を除きます。)

また、①～⑦に該当するものを「分解整備」といいます。

⑧、⑨に該当するものを「電子制御装置整備」といいます。

「分解整備 ①～⑦」

①原動機のシリンダブロック(ただし、二輪にあってはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。)を取り外して行う自動車の整備又は改造

②動力伝達装置のクラッチ(小型二輪のクラッチを除く)、トランスミッション、プロペラシャフト又はディファレンシャル等を取り外して行う自動車の整備又は改造

③走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)、又はリヤアクスルシャフト等を取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く)の整備又は改造

④かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホーク等を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑤制動装置のマスターシリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキチャンバー、ブレーキドラム(二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く)、もしくはディスクブレーキのキャリパ(ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む)、又は小型二輪のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行う等の自動車の整備又は改造

⑥緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバースプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑦けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラヒッチ及びボールカプラを除く)等を取り外して行う自動車の整備又は改造

「電子制御装置整備 ⑧、⑨」

⑧次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置^(※1)又は制動装置^(※2)の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、⑨に掲げるものを除く。)

イ… 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ… イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ… イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

⑨自動運行装置^(※3)を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

(※1) 「かじ取り装置」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」といいます。)に規定する自動命令型操舵機能をいいます。

(※2) 「制動装置」とは、細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいいます。

電子制御装置整備の対象車両の情報は、以下に掲載しています。

国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/jidsha/jidosa_fr9_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidosa_fr9_000016.html))

(※3) 道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置をいいます。

(参考)

「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」とは、作業の過程において、自動車を保安基準に適合しない状態にする行為も含まれています。

「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を生じさせる作業全般をいいます。特に、整備とは給油脂／調整／部品交換／修理、その他自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に戻すための作業(行為)をいいます。

(2) 自動車特定整備事業の経営

有償・無償にかかわらず、自動車の特定整備を継続的・反復的に行うこと、また計画的に事業を遂行することを指します。いわゆる運送事業者の自家工場で行う整備も該当します。

基本的に、個人が趣味のために自分の使用する自動車を特定整備する場合以外に、特定整備を行う場合は全て認証が必要になります。

(3) 自動車特定整備事業の種類 [道路運送車両法第 77 条]

自動車特定整備事業の種類は、次の 3 種類です。

- i) 普通自動車特定整備事業 … (対象) 普通／小型四輪／大型特殊自動車
- ii) 小型自動車特定整備事業 … (対象) 小型／検査対象軽自動車
- iii) 軽自動車特定整備事業 … (対象) 検査対象軽自動車

(4) 対象とする自動車、整備及び装置の種類毎の事業場の面積

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の規模の基準(括弧内は屋内の規模の基準)		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場					
				間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
普通(大型)	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12m ² 以上	5m以上	13m以上				3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置										
		走行装置	5m以上	12m以上	7m ² 以上	5m以上	12m以上					
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	電子制御装置整備	連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7m ² 以上	3.5m以上	12.5m以上				5m以上(5m以上)	16m以上(7m以上)
		運行補助装置										
普通自動車特定整備事業	分解整備	自動運行装置									3.5m以上	8m以上
		原動機	5m以上	10m以上	12m ² 以上	5m以上	10m以上					
		動力伝達装置										
		走行装置	5m以上	9m以上	7m ² 以上	5m以上	9m以上					
		操縦装置										
		制動装置										
	電子制御装置整備	緩衝装置									3.5m以上	8m以上
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7m ² 以上	3.5m以上	9.5m以上					
大型特殊	分解整備	電子制御装置整備	運行補助装置								3.5m以上	8m以上
		自動運行装置										
		原動機	5m以上	10m以上	12m ² 以上	5m以上	10m以上					
		動力伝達装置										
		走行装置	5m以上	9m以上	7m ² 以上	5m以上	9m以上					
		操縦装置										
	大型特殊	制動装置									3.5m以上	8m以上
		緩衝装置										
普通(小型)	分解整備	連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7m ² 以上	3.5m以上	9.5m以上				3m以上	6m以上
		原動機	4.5m以上	8m以上	10m ² 以上	4.5m以上	8m以上					
		動力伝達装置										
		走行装置	4.5m以上	7m以上	6m ² 以上	4.5m以上	7m以上					
		操縦装置										
		制動装置										
	電子制御装置整備	緩衝装置	3m以上	7.5m以上	6m ² 以上	3m以上	7.5m以上				2.5m以上(2.5m以上)	7m以上(3m以上)
		連結装置										
		運行補助装置										
		自動運行装置										

「分解整備」のみの認証の場合には、
適用されません。

普通自動車特定整備事業	普通(乗用)	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8m ² 以上	4m以上	8m以上			3m以上	5.5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5m ² 以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5m ² 以上	2.8m以上	6.5m以上			2.5m以上	6m以上(3m)	
		電子制御装置整備	運行補助装置									
			自動運行装置									
小型自動車特定整備事業	小型四輪または小型三輪	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8m ² 以上	4m以上	8m以上			3m以上	5.5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5m ² 以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5m ² 以上	2.8m以上	6.5m以上					
		電子制御装置整備	運行補助装置									
			自動運行装置									
軽自動車特定整備事業	軽自動車	分解整備	原動機	3m以上	3.5m以上	4m ² 以上	3m以上	3.5m以上			2m以上	2.5m以上
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5m ² 以上	2.5m以上	4.7m以上			4m以上(2m以上)	5.5m以上(4m以上)	
		電子制御装置整備	運行補助装置									
			自動運行装置									

「分解整備」のみの認証の場合には、
適用されません。

(備考)

2以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準の全てに適合するものでなければならない。

(5) 対象とする装置の選択

分解整備の対象である7つの装置(原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置)のうちから、対象とする装置を限定して認証を受けることも可能です。

対象とする自動車の整備作業に必要な認証を取得してください。なお、対象とする自動車の種類及び装置を超える整備作業はできません。

[例1] 動力伝達装置に限定した認証を受け、クラッチ板を交換する場合において、車種によっては原動機の取り外しが必要になります。

→ この場合には、原動機を対象とした認証も受けておく必要があります。

[例2] 分解整備のうち走行装置、制動装置、緩衝装置に限定した認証を受けて板金作業を行うにあたり、衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる自動ブレーキ)に用いられる前方監視用のカメラやレーダーが取り付けられたバンパの取外し作業を行う場合。

→ この場合には、運行補助装置を対象とした電子制御装置整備の認証も受けておく必要があります。

(6) 業務範囲の選択

業務の範囲について、

- ① 軽油を燃料とする原動機を除く
- ② ガソリン又は液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を除く
- ③ カタピラ付きの大型特殊自動車に限る

のいずれかの場合に限定して整備を行うことができます。

〈2〉 申請について [道路運送車両法第79条・第80条]

自動車特定整備事業の認証を受ける際には、下記の書類を提出してください。

- (1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）
- (2) 整備主任者選任届（第4号様式）
- (3) 自動車整備士合格証書等の写し
- (4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面 [CO・HC テスターが必要な事業場に限ります]
- (5) 申請者が個人の場合、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面
- (6) 申請者が法人の場合、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面（住居表示確認書を含む）
- (8) 道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことの宣誓書 [(1)の2ページ目に記載欄があります]
- (9) その他必要な書類
[その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります]

（その他必要とする書類の例）

- ・ 従業員名簿
- ・ 事業場の写真
- ・ 事業場（整備工場）の住居表示番号についての確認書

☆ 提出されました申請書類につきましては、返却しませんので、必要な場合は提出前に必ずコピーをとっておいてください。

〈3〉 申請書面について

(1) 認証申請書 (第1号様式)

(a) 工員の構成 (第1号様式「2 工員の構成」)

(実際に整備に携わる方を指し、事務や営業担当の方は含みません)

特定整備に従事する従業員についての基準は、次のとおりです。

①2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

②少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士を除く。)が必要です。

整備士保有率は、整備士(一級／二級／三級)の数が、全工員数の4分の1以上必要です。

整備士保有率の計算例

[例] 全工員が5人の場合、整備士の数は $5 \text{人} \times (1/4) = 1.25 \text{人}$
→ 2人(小数点以下は切り上げ)以上必要となります。

(b) 道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことの宣誓書

(第1号様式「3 宣誓書」)

申請者は次に掲げるものに該当しないこと。

①1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

②認証の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者。

③営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当するもの。

④法人であって、その役員のうちに①、②又は③のいずれかに該当する者があるもの。

(c) 出身業態の別

(第1号様式「4 出身業態」)

事業の主たる目的別に次の分類から選択してください。

① 専業

自動車整備の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)

② ディーラー

自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる事業者

③ 自家

主として自企業及び系列企業が保有する車両の整備を行っている事業者

④ 自動車用品販売店

自動車用品販売の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)

⑤ ガソリンスタンド

石油販売の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)

⑥ 受検代行業

受検代行の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)

⑦ その他

①から⑥に該当しない場合に選択し、括弧内に業態を記載してください。

(d) 事業場面積

(第1号様式「5 屋内作業場等」)

○ 事業場の基準 [道路運送車両法施行規則第 57 条]

(1) 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ8ページの表に掲げる規模の屋内作業場（車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場）と車両置場が必要です。

(2) 屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検をするのに十分であること。

(3) 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。(車両置場は舗装されていなくても良い)

(事業場の基準関係の留意事項)

- ☆ 車両整備作業場や点検作業場以外の場所で、分解整備はではできませんので、規定の作業場で作業を行ってください。
- ☆ 「分解整備」の認証を受ける場合には、屋内作業場(車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場)と車両置場は、同一敷地内に有する必要があります。
- ☆ 作業場等の間口・奥行・面積は、対象とする自動車の種類及び装置によって決まります。
- ☆ 部品整備作業場は合計の面積が基準以上必要です。なお個々の寸法は1m以上が望ましいとされています。
- ☆ 屋内作業場の高さが対象自動車より低い場合には、作業できないものと判断します。

○ 水質汚濁防止について

1. 環境公害の1つである水質汚濁については、「水質汚濁防止法」、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」、「下水道法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等の法律により、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液について各府県が排出基準を定め規制を行っています。
2. 自動車特定整備事業場における整備等のための下回り洗浄や洗車のために使用される水量は乗用車で概ね 400 リットル位と推定されます。この排出水中には、油脂類及び泥土が多く含まれています。これが直接、外部の河川や公共下水道等に流出することは多大な悪影響を及ぼすことが予想されます。この水質汚濁の防止方法としては、油水分離槽(4槽程度のもの)の設置が最も効果的です。

○ その他、公害防止等について

自動車の路上放置、VOC(揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)、騒音、振動、排水、廃油、自動車洗浄中における水の飛散、排気ガス等の自動車整備に関する公害問題に対する地域住民の意識は高く、また自動車特定整備事業がサービス業であることからも、このような問題を起こすことは事業に損失を伴うことにもなりかねませんので、整備に伴う公害が出ないように事業者の方は十分に注意してください。

公害関係法規の体系は、環境基本法に基づいて定められた環境基準とその基準達成のために、大気汚染防止法・騒音防止法・水質汚濁防止法並びに悪臭防止法が実施法として制定されています。地方公共団体においては、その地域の自然・社会に応じた公害防止条例等が定められています。スチームクリーナー・圧縮機等を使用する場合、関係する法令及び条例を遵守してください。なお、これらの届出業務の窓口は市区町村の役場です。

昇降装置(エレベータ等)を使用し、作業場を2階に設ける場合には、労働基準法の関係から、労働基準局の確認が必要となります。

エア・コンプレッサーについては、出力合計により住居地域内や準住居地域内では使用できない場合や、定格出力により各地域の条例等に基づき届け出が必要な場合がありますので予め各市区町村に確認してください。

(e) 作業機械等

(1号様式「9 作業機械等」)

対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類に応じて必要な作業機械等が異なります。

- ☆ 必要な作業機械等については、33ページの「対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧」を参考にして下さい。
- ☆ 各機器の概要については、参考資料をご覧ください。

(f) 事業場平面図

(1号様式「10 事業場平面図」)

平面図には作業場等名、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入してください。

(2) 整備主任者選任届 (第4号様式)

[道路運送車両法第80条／道路運送車両法施行規則57条]

事業場ごとに整備主任者を1人以上選任する必要があります。整備主任者は、特定整備に関わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない義務を遂行し、特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために選任されます。整備主任者は、特定整備後の出来栄えの確認業務、特定整備の作業管理に関する業務、保安基準適合性の確認業務、特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務があります。

(整備主任者の資格要件)

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者。

※ただし、原動機を対象とする場合にあっては、二級自動車シャシ整備士を除きます。

(3) 自動車整備士技能検定合格証書等の写し

整備主任者の選任時には、整備主任者の資格要件を有することを証する書面の写しが必要です。

整備主任者以外の方についても、整備士資格を保有している工員の方については、自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面の写しが必要です。

**(4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面
(コピーも可)**

一酸化炭素及び炭化水素測定器が技術上の基準に適合していることを証する書面として、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面が必要。

この書類は、ガソリン・液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない場合や原動機を扱わない場合は不要です。

(5) 申請者が個人の場合、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面

(6) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本

申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写しまたは印鑑証明書（本通）を提出していただく必要があります。また、申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本（本通）が必要になります。

いずれも、発行後3か月以内の書面が必要となります。

**(7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面
(住居表示確認書を含む)**

① 事業場の所在地確認について

土地又は建物の登記簿謄本もしくは、建築物の確認済証（写し）等事業場所在地を確認できる書面を提出していただく必要があります。

なお、登記簿謄本記載の土地・建物の地番と所在地の住居表示番号が同一でない場合は住居表示確認書を提出してください。

※ 登記簿謄本につきましては法務局にお問い合わせください。

②所在地の用途地域について

事業場(自動車整備工場)の所在地の用途地域によっては、使用にあたって制限等がかかる場合がありますので、市区町村等でご確認をお願いします。

詳細はこちら

- ・近畿地方整備局ホームページ(建築物等の違反防止対策について)

URL : https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/jutaku/copy_of_taishintaisaku.html



道路運送車両法以外の法令（例えば、農地法・都市計画法・建築基準法・水質汚濁防止法・騒音規制及び振動規制法）の規制を受ける場合もありますので用途地域と同様に、最寄りの府県又は市区町村等の窓口でご確認をお願いします。

(8) その他必要な書類

[その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります]

(その他必要とする書類の例)

- ・工員名簿
- ・事業場の写真
- ・事業場(整備工場)の住居表示番号についての確認書

〈4〉 申請書等の記入例

(1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）

第1号様式（認証）

記入例

認証番号

記入不要

認証年月日

(注) 担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

近畿運輸局長 殿

令和〇年〇月〇日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	かぶしきがいしゃ きんきうんゆじどうしゃ 株式会社 近畿運輸自動車 代表取締役 近運 太郎
申請者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな) 事業場の名称	きんきうんゆじどうしゃ 近畿運輸自動車
事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
認定番号	近認特第〇〇号

優良自動車整備事業者の認定を受けている場合は、認定番号を記入して下さい。

1-① 自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業 の種類の別	<input type="radio"/>	普通自動車特定整備事業	該当するものに○を 記入して下さい。
	<input type="radio"/>	小型自動車特定整備事業	
	<input type="radio"/>	軽自動車特定整備事業	

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別									
	全て	分解整備							電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)		<input type="radio"/>								
普通自動車(小型)	<input type="radio"/>									
普通自動車(乗用)	<input type="radio"/>									
大型特殊自動車										
小型四輪自動車		<input type="radio"/>								
小型三輪自動車		<input type="radio"/>								
小型二輪自動車	<input type="radio"/>									
軽自動車	<input type="radio"/>									

対象自動車ごとに、対象装置に○を記入して下さい。

**※「分解整備」のうち、対象装置を限定しない場合には、
分解整備の枠内の「全て」に○を記入して下さい。**

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

1-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャナツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器入手することができる体制が確保できます。

チェック不要

チェック欄□

1-③ 業務の範囲の限定

業務の範囲の限定の別	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他 ()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

該当するものに○を記入して下さい。

2 工員の構成

「工員数の合計」と整備士資格毎の内数を記入して下さい。

工員の構成	合 計 (工員数)	整備士数						整備士以外の工員数
		一 級 (二輪除く)	一 級 (二 輪)	二 級	三 級	車 体	電 气	
	5 人	1 人	人	2 人	1 人	1 人	人	人

3 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

役 員 氏 名	役 職 名	役 員 氏 名	役 職 名
近運 太郎	代表取締役		
近運 二郎	取締役		
近運 三郎	取締役		
		※法人企業の場合は、役員氏名及び役職名を記入して下さい。	

(注)法人企業の場合は、同法第80条第1項第2号に該当しない者の役職名についても記載すること。

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

4 出身業態

出身業態の別	<input checked="" type="radio"/>	専業		ディーラー		自家
		自動車用品販売店		ガソリンスタンド		受検代行業
		その他 ()				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

該当するものに○を記入して下さい。

「出身業態の別」については、以下を参考にして下さい。

専業 ⇒ 自動車整備の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

ディーラー ⇒ 自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる事業者

自家 ⇒ 主として自企業及び系列企業が保有する車両の整備を行っている事業者

自動車用販売店 ⇒ 自動車用品販売の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

ガソリンスタンド ⇒ 石油販売の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

受検代行 ⇒ 受検代行の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

5 屋内作業場等

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.00 m	9.00 m	45.0 m ²	4.5 m	コンクリート舗装
部品整備作業場			9.0 m ²	4.5 m	コンクリート舗装
点検作業場	5.00 m	9.00 m	45.0 m ²	4.5 m	コンクリート舗装
車両置場	3.50 m	8.00 m	28.0 m ²		

「5 屋内作業場」

「分解整備」の認証を申請する場合には、記載して下さい。

※「車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場」は、屋内部分の寸法を記入して下さい。

※「間口・奥行」は、小数第2位まで記入して下さい。

※面積は、小数第2位を切り捨てて記入して下さい。

6-① 電子制御装置点検整備作業場等（6-②、7に該当しない場合）

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m^2		
	m	m	m^2	m	
車両置場	m	m	m^2		

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（ ）内に記載すること。

(注)⑤の車両置場を有する場合には、車両置場の欄の記載を省略することができる。

6-② 電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合）

作業場の規模	間 口	奥 行
事業場所在地に有する作業場		m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

7 電子制御装置点検整備作業場（離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合）

離れた作業場又は		離れた電子制御装置点検整備作業場
当戸 自動 業場 作		
電子制御装置 点検整備作業場		
車両置場（※2）	m	m^2
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場	m	
共同使用 の作業場 の管理者 （※3）	氏名又は 名称	
	認証番号	
管理責任者の氏名 （※3）		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（ ）内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注)「※1」は離れた電子制御装置点検整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「6-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

8 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

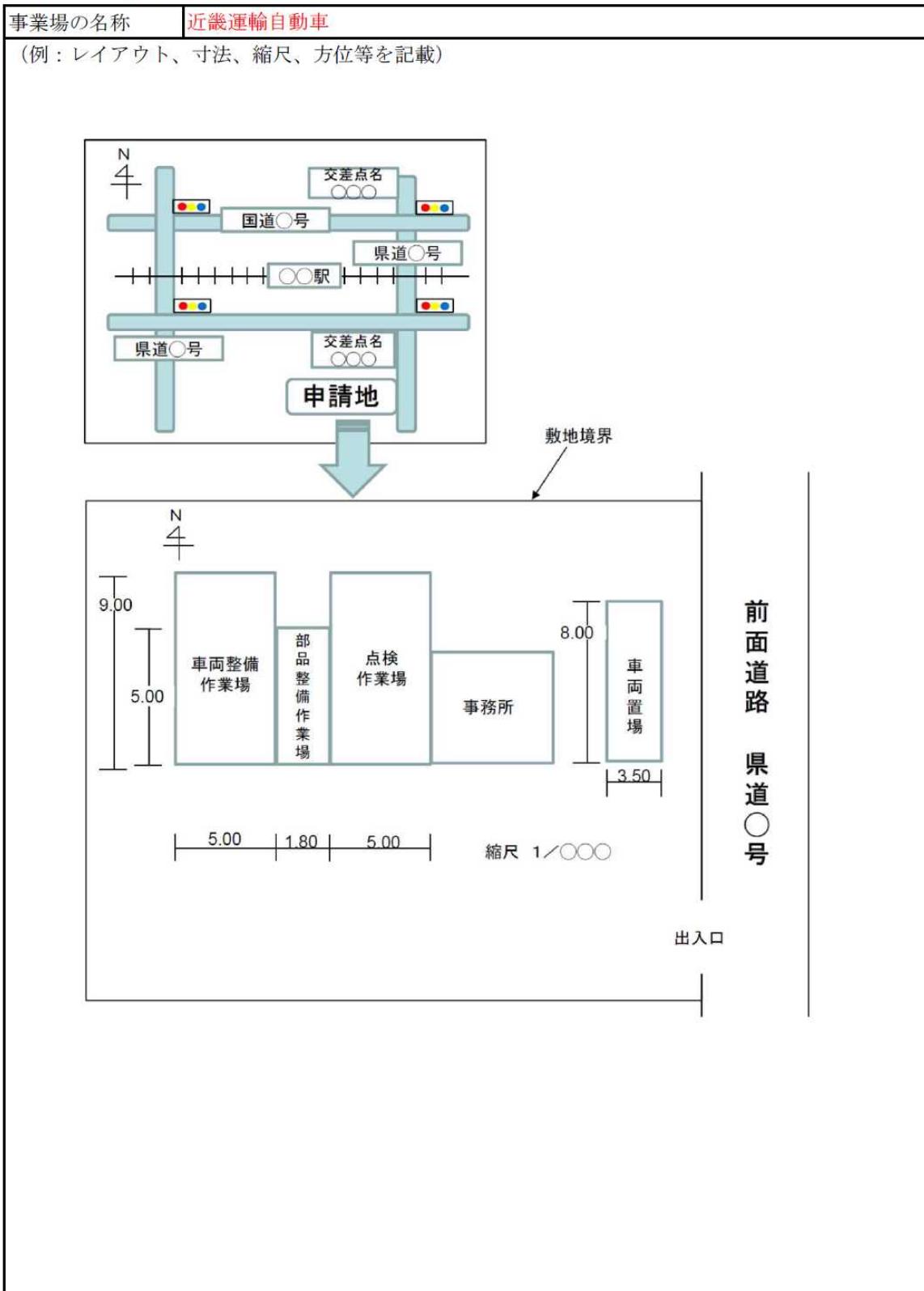
電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

9 作業機械等

各作業機械等の型式や能力、数量を記入して下さい。

	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	プレス	15トン	1
	エア・コンプレッサ	動力2.2KW	1
	チェーン・ブロック	つり上げ能力 1トン	1
	ジャッキ	押し上げ能力 3トン	1
	バイス	口金の巾 150mm	1
作業計器	充電器	直流出力10~50A	1
	ノギス	最大測定値 200mm	1
	トルク・レンチ	1000Nm	1
点検計器 及び 点検装置	水準器	「分解整備」のみの認証の場合は、記入不要です。	
	サーキット・テスタ	DC1200V、AC1200V	1
	比重計	スポット式	1
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) 2.5MPa (25kg/cm ²) (ディーゼル用) 7.0MPa (70kg/cm ²)	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	0~760mmHg	1
	エンジン・タコ・テスタ	0~7500rpm	1
	タイミング・ライト	筒型 12V	1
	シックネス・ゲージ	0.04~1.0mm 11枚組	1
	ダイヤル・ゲージ	最小目盛0.01mm、測定範囲0~10mm	1
	トaine・ゲージ	100~2500mm	1
	キャンバ・キャスター・ゲージ	キャンバー±5°、キャスター3°~10°、 キングピン0~16°	1
	ターニング・ラジアス・ゲージ	0~45°	1
	タイヤ・ゲージ	0~6000kPa	1
	検車装置	2柱リフト 4トン	1
工具	一酸化炭素測定器	型式〇〇、0~10Vol%	1
	炭化水素測定器	型式〇〇、0~10000Volppm	1
	整備用スキャンツール	「分解整備」のみの認証の場合は、記入不要です。	
	ホイール・ブーラ	万能型	1
工具	ペアリング・レース・ブーラ	万能型	1
	グリース・ガン又は シャン・ルブリケータ	200cc	1
	部品洗浄槽	800×550×250mm	1
	備考		

10 事業場平面図



(2) 整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）

第4号様式（認証）

記入例

※新規認証の場合には、「選任」に○を記入して下さい。

整備主任者（選任）変更）の届出書

近畿運輸局長 殿

令和〇年〇月〇日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。

（注）選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	かぶしきがいしゃ きんきうんゆじどうしゃ 株式会社 近畿運輸自動車 代表取締役 近運 太郎
届出者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
（ふりがな） 事業場の名称	きんきうんゆじどうしゃ 近畿運輸自動車
事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
認証番号	近運整認〇第〇〇号

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
〇〇 〇〇	昭和 〇年 〇月 〇日	令和 〇年 〇月 〇日	近畿一〇第〇〇号

新たに選任した整備主任者の氏名、生年月日、統括管理業務開始日、整備士合格番号等を記入して下さい。

※「整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号」の欄には、整備士合格証書番号を記入してください。

※整備主任者の資格要件を証する書面（整備士の合格証書など）の添付が必要です。

（注）整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

（注）一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

新規認証の場合には、記入不要です。

3 既に選任されている整備

氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

備考

(3) 住居表示確認書

<記入例>

↓ 申請日を記入すること↓

令和 年 月 日

近畿運輸局長殿

↓ 事業者の住所を記入 ↓

事業者の住所

寝屋川市高宮栄町 12-1

事業者氏名又は名称

〇〇モータース

住居表示確認書

今般、自動車特定整備事業者認証申請にあたり、下記の土地・建物の地番と、
住居表示番号について、同一であることを確認致します。

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

土地の地番 寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

建物の地番 寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 事業場の住所(郵便物の届く住所)を記入 ↓

住居表示番号 寝屋川市高宮栄町 12-1

(4) チェックシート

新規認証申請書類一覧表（必要書類のチェックにご利用ください）

	書類の名称等	内容説明
①	自動車特定整備事業の認証新規申請書 (第1号様式)	認証を受けるための申請書です。
②	整備主任者選任の届出書 (第4号様式)	選任する整備主任者について記載いただく用紙です。
③	以下の書面の写し ・自動車整備士合格証書 ・整備士手帳	申請事業場で工員として働く方で整備士の有資格者全員の証明が必要です。
④	CO・HC測定器の検査合格証等 (申請事業場に測定器が必要な場合に限る)	テスターの検査合格証または基準適合性試験成績表若しくは校正結果成績表の写しを添付していただきます。
⑤	個人の場合：住民票等または印鑑証明	近畿運輸局の審査(書類提出日)より発行日が3ヶ月以内のもので、印鑑証明及び商業登記簿謄本はコピー不可。
	法人の場合：法人の商業登記簿謄本	
⑥	不動産登記簿謄本	申請工場の所在を確認するために、土地または建物の不動産登記簿謄本(現在事項証明書)を提出していただきます。近畿運輸局の審査(書類提出日)より発行日が3ヶ月以内のもので、コピーは不可。 <u>ただし、建築確認書などで所在が確認できる場合は、添付の必要はありません</u>
⑦	工員名簿	工員として働く方全員の氏名、生年月日などを記載した名簿を添付していただきます。
⑧	申請工場の住居表示番号についての確認書	<u>土地・建物の地名地番と住居表示番号が異なる場合</u> 、確認書の添付を求めております。
⑨	申請事業場の写真 (書類審査合格後、現地調査します。)	各作業場・車両置場は、白線(テープ等)で囲っていただき、工具を作業場に並べておいて下さい。

〈5〉 掲示するもの

(1) 認証書

- 認証書は、認証取得後にお渡しします。
- 認証書は、事業場事務所内に掲示してください。

認証書の例

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する

記

1. 事業場の名称

2. 事業場の所在地

3. 自動車特定整備事業の種類

普通自動車特定整備事業 小型自動車特定整備事業

4. 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類等

大型特殊自動車	小型四輪自動車
普通自動車（大型）	小型三輪自動車
普通自動車（中型）	小型二輪自動車
普通自動車（小型）	軽自動車
普通自動車（乗用）	

（分解整備に限る）

5. 認証年月日 令和 年 月 日

6. 認証番号 近運整認 第 号

令和 年 月 日

近畿運輸局長

〇〇

〇〇

印

(2) 自動車特定整備事業者の標識

【道路運送車両法第89条、道路運送車両法施行規則第62条】

- ・標識は、認証工場であることを外部の方に広くわかってもらうものですので、必ず外部の方から見易い場所に掲示してください。
- ・標識を掲示せずに特定整備を続けていますと、行政処分の対象となりますので、ご注意ください。
- ・標識には、下図のとおり様式や大きさが定められています。
- ・標識は、金属製又は合成樹脂製のものとしてください。
- ・標識の塗色については、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場のものにあっては、若草色地に黒文字、それ以外のものにあっては橙黄色地に黒文字とし、標章は、赤色となります。

※「分解整備」のみの認証の場合には、塗色は橙黄色地に黒文字となります。

(図)認証標識の例



〈6〉 自動車特定整備事業者の遵守事項等について
[道路運送車両法第90条／第91条の3]
[道路運送車両法施行規則第62条の2の2]

自動車特定整備事業者の義務として、「自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない」と規定されています。

特定整備に該当する制動装置・動力伝達装置・かじ取り装置・運行補助装置等9つの装置が保安基準に適合していれば特定整備が完了したことになり、保安基準に適合していない場合は、特定整備が完了していませんので、再整備が必要です。

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

- ①定期点検又は整備の作業を行う場合は、当該作業にかかる料金を掲示すること。
- ②定期点検又は整備の作業を行う場合は、依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積書を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- ③依頼者に対し、行っていない点検もしくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検もしくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- ④道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- ⑤電子制御装置整備を行う事業場にあっては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、道路運送車両法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- ⑥電子制御装置整備を行う事業場にあっては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- ⑦事業場ごとに整備主任者を選任し、整備主任者に当該研修を受けさせること。
(認証取得後は、整備主任者の研修(法令研修と技術研修)を毎年受講しなければいけません。)
- ⑧エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、みだりに当該エアコンディショナーが充てんされているフロン類を大気中に放出しないこと。
- ⑨他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

〈7〉 参考

(1) 二級自動車整備士になるには

自動車整備士になるためには、一定の受験資格を満たしたうえで、国土交通大臣の行う自動車整備士技能検定『学科試験及び実技試験』を受け、合格しなければなりません。また、養成施設に入校し、修了すれば実技試験を免除することも可能です。

➤ 二級自動車整備士

- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士

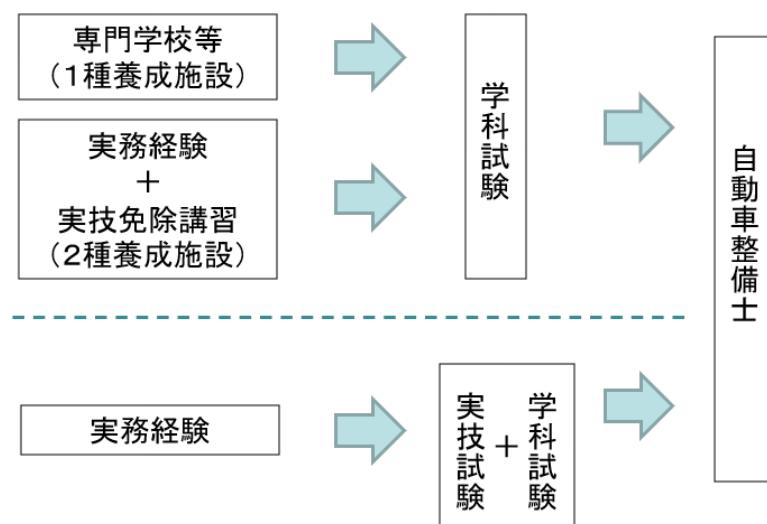
受験資格

- ・ 二級自動車シャシ整備士以外の場合、三級の各整備士に合格後、3年以上の実務経験が必要です。
- ・ 二級自動車シャシ整備士の場合、三級自動車整備士・自動車タイヤ整備士・自動車車体整備士合格後、2年以上の実務経験が必要です。

※ 自動車整備士資格をお持ちでない場合、三級整備士資格を取得した後、実務経験を積む必要があります。もしくは、専門学校等(一種養成施設)に入校・修了し実技試験の免除と受験資格を得た上で、同種の検定学科試験に合格する必要があります。

※ 受験資格、受験方法等の詳細は、運輸支局又は養成施設等の担当者にお尋ね下さい。

【自動車整備士になるまでの流れ】



(2) 自動車特定整備事業に関する手続き一覧表

申請等の原因 必要な書類等	変更申請				変更										廃止	整備主任者			認証書の再交付
	1 新規認証	2 認証の種類の変更	3 対象の種類の変更	4 業務の範囲の変更	5 事業者の氏名・名称	6 事業者の住所	7 事業場の所在地	8 事業場の名称	9 法人役員の氏名	10 作業場の間口・奥行・面積	11 事業の相続	12 事業を合併	13 事業の分割	14 事業の譲渡	15 事業の廃止	16 新規選任	17 氏名等の変更	18 解任	
申請者(届出者)	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人	新法人	新法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	
提出期間					30	30	30	15	30	30	30	30	30	30	30	30	15	15	
申請書等の種類	自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式)	○																	
	自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	※4	○	○	○	○					
	自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式)														○				
	整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式)	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1											○	○	○	
	役員の変更届出書(第5号様式)									○									
添付書面	認証書再交付申請書(第11号様式)																	○	
	自動車整備士合格証書等の写し	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1										○				
	一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面	○ ※2	○ ※3	○ ※3	○ ※3														
	申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写し等申請者を特定できる書面	○				○	○				○		○						
	申請者が法人の場合商業登記簿謄本	○				○	○			○		○	○	○	○				
	事業場の建築確認、事業場の不動産登記簿謄本等所在を証する書面	○						○											
	届出者が義務者であることが判る書面										○	○	○						
	譲渡の事実を証する書面													○					
	土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る)	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5			○ ※5			○ ※5								
その他必要と認められる書面 ※7	共用設備に係る書面	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5			○ ※5			○ ※5								
	その他の必要と認められる書面 ※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	車両法第80条第1項第2号の宣誓書(第1号、2号、5号様式)	○	○	○	○					○		○	○	○	○				
事業場平面図の記載 (第1号、2号様式) ※6	○	○	○	○			○			○									
事業場機器一覧表の記載(第2号様式)	○	○	○				○			○									
認証書の返付	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○			○	

※1 「原動機」の追加(二級シャン整備士を整備主任者として選任している場合)、整備の種類の変更を伴う場合に限る
 ※2 一酸化炭素及び炭化水素測定器が必要な事業場に限る。
 ※3 新規認証時と変更がなければ不要。
 ※4 役員のみの変更であれば、5号様式を使用。
 ※5 該当する場合に限る
 ※6 寸法の単位はメートルとし、小数第3位を切り捨てる。
 面積は、小数第2位を切り捨てる。
 ※7 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面を含む。

(3) 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧

対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具														
機械・計器・工具	装置の種類							機械・計器・工具	装置の種類					
	分解整備			電子制御装置整備					分解整備			電子制御装置整備		
	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結		含む運動	～自行運行補助	運行補助	含む運動	～自行運行補助	運行補助
※ プレス	○	○	○	○	○	○	○		シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○
エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○		ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○
※ チェーン・ブロック	○					○			◎△ トーイン・ゲージ		○	○		○
※ ジャッキ	○	○	○	○	○	○			◎△ キャンバー・キャスター・ゲージ		○	○		○
バイス	○	○	○	○	○	○	○		◎△ ターニング・ラジアス・ゲージ		○	○		○
充電器	○								△ タイヤ・ゲージ		○			
ノギス	○	○	○	○	○	○	○		※ 検査装置	○	○	○	○	○
トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○		□× 一酸化炭素測定器	○				
水準器	「分解整備」のみの認証の場合 には、適用されません。								□× 炭化水素測定器	○				
サークット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○		整備用スキンシール	「分解整備」のみの認証の場合 には、適用されません。				
比重計	○								※ ホイール・ブーラ		○	○		
□ コンプレッション・ゲージ	○								※ ペアリング・レース・ブーラ	○	○	○		
ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○				グリース・ガン又はシャン・ルブリケータ	○	○	○	○	○
エンジン・タコ・テスタ	○	○		○					部品洗浄槽	○	○	○	○	○
□× タイミング・ライト	○													

(注) •※ 二輪自動車に不要。

•◎ 二輪自動車及び小型三輪自動車に不要。

•× ガソリン、LPGを燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場にあっては不要。

•△ カタピラを有する大型特殊自動車に不要。

•□ 内燃機関の点検を行わない事業場にあっては不要

(4) 各工具について

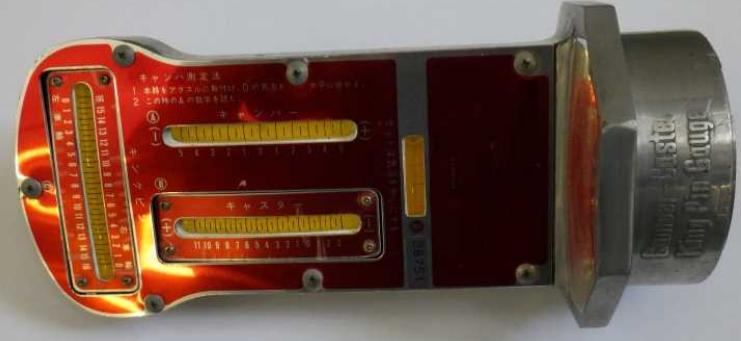
○ 工具の参考例

プレス ゴムブッシュなどを圧入するときなどに用いる工具。 (二輪の小型自動車に不要)	
エア・コンプレッサー 空気圧縮機	
チェーン・ブロック (二輪の小型自動車に不要)	

<p>ジャッキ (二輪の小型自動車に不要)</p>		
<p>バイス 部品等を加工するときに挟む工具。</p>		
<p>充電器 バッテリを充電する。</p>		
<p>ノギス 部品の大きさを測定する工具。</p>		
<p>トルク・レンチ ナットを規定トルクで締め付ける工具。</p>		

<p>サーキット・テスター 電圧値、電流値を測定する。</p>		
<p>比重計 鉛バッテリ液の比重を測定する。</p>		
<p>コンプレッション・ゲージ シリンダーの圧縮圧力を測定する圧力測定器具 (内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p>		
<p>ハンディバキューム・ポンプ 自動車エンジンの負圧により作動する各装置のチェックを行う。</p>		
<p>エンジン・タコ・テスター エンジンの回転数を測定する。</p>		

<p>タイミング・ライト エンジンの点火時期 を測定する。 (ガソリン・LPG を燃料 とする原動機を搭載し た自動車の点検を行 わない事業場は不要) (内燃機関の点検を行 わない事業場は不要)</p>		
<p>シックネス・ゲージ すきまを測定する。</p>		
<p>ダイヤル・ゲージ 微小な長さや変位な どを精密にはかるた めに用いる器具。</p>		
<p>トーン・ゲージ タイヤのトーンを測 定する。 (二輪の小型自動車 及び三輪の小型自動 車に不要) (カタピラを有する大 型特殊自動車に不 要)</p>		

<p>キャンバ・キャスター・ゲージ ホイールのキャンバ・キャスターを測定する。 (二輪の小型自動車及び三輪の小型自動車に不要)(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)</p>	
<p>ターニング・ラジアス・ゲージ ホイールの切れ角を測定する。 (二輪の小型自動車及び三輪の小型自動車に不要)(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)</p>	
<p>タイヤ・ゲージ タイヤの空気圧を測定する。 (カタピラを有する大型特殊自動車に不要)</p>	
<p>検車装置 (二輪の小型自動車に不要)</p>	

<p>CO・HC 測定器 (ガソリン・LPG を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場は不要) (内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p>	
<p>ホイール・プーラ ホイールハブの抜き取り及びドラムブレーキの取り外しに使用する工具。 (二輪の小型自動車に不要)</p>	
<p>ベアリング・レース・プーラ ベアリングの脱着作業に用いる工具。 (二輪の小型自動車に不要)</p>	
<p>グリースガン又はシャシ・ルブリケータ 各部品にグリースを注入する工具。</p>	

部品洗净槽



(5) 管内運輸支局等の問い合わせ先、各種情報の掲載先

○ 国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)

特定整備制度全般について

- ・基準に適合した整備用スキャンツールの情報
- ・電子制御装置整備の対象となる車両の見分け方
- ・電子制御装置整備の整備主任者になるための講習申請書、テキスなど。

○ 近畿運輸局ホームページ

(<http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/shaken/seibika/tenkenseibi.html>)

- ・自動車特定整備事業の申請・届出等の各様式
- ・整備主任者研修のテキスト等
- ・整備士合格証書を紛失した際の整備士合格証明願いの発行 など。

○ 各運輸支局、兵庫陸運部のホームページまたは窓口。

- ・認証申請、変更届は事業場の所在地を管轄する運輸支局等に提出してください。
- ・電子制御装置整備の整備主任者になるための講習実施予定
- ・整備主任者研修の実施予定 など。

管内運輸支局	連絡先	ホームページアドレス
大阪運輸支局	072-822-4374	https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/osaka/
京都運輸支局	075-681-9764	http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kyoto-honchosya/
神戸運輸監理部 兵庫陸運部	078-453-1103	http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html
滋賀運輸支局	077-585-7252	http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/shiga/shigasikyoku_top.htm
奈良運輸支局	0743-59-2153	http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/nara/nara_top/nara_top.htm
和歌山運輸支局	073-422-2153	http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/wakayama/